

発議第3号

多可町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

多可町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、多可町議会会議規則（平成17年多可町会議規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

平成28年3月29日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 山口 邦 政

多可町議会基本条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町議会基本条例（平成24年多可町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「議会報告会」を「議会報告」に改め、同条中「議会報告会」を「町民との意見交換会」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

多可町議会基本条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(議会報告会)</p> <p>第7条 議会は、議決案件の討議内容及び議決結果について、議会報告会を年1回以上開催します。</p> <p>2 議会報告会は、議会の結果報告だけでなく、町政全般に関する課題について町民との意見交換を行い、議会の運営改善及び政策提言に活かします。</p>	<p>(議会報告)</p> <p>第7条 議会は、議決案件の討議内容及び議決結果について、町民との意見交換会を年1回以上開催します。</p> <p>2 町民との意見交換会は、議会の結果報告だけでなく、町政全般に関する課題について町民との意見交換を行い、議会の運営改善及び政策提言に活かします。</p>